

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：土谷棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

土谷棚田

範囲については、別添1のとおり

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

- ・令和6年までに収穫効率化のために、共同利用できるコンバインを導入し、収穫作業を4.3haで実施する。
- ・令和6年度まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・地域住民の共同作業による水路清掃、美化活動を年2回実施し、共同作業人数を3人以上増加させる。
- ・土谷百人塚の保全活動及び祇園崔の継続・継承を行う。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・年に6回以上SNS等を利用して土谷棚田の季節の情報や福島町の情報を発信する。

### 3 計画期間

認定の月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

- ・共同利用コンバインの導入
  - ・共同利用のためのコンバインの導入に向けて、農地の実態を把握するとともに、導入コンバインの仕様の検討を行う。
  - ・導入後は、収穫作業を4.3haで実施し、農作業の省力化を図る。
- ・耕作放棄の発生防止
  - ・見回り巡回を強化するとともに、耕作放棄が発生する恐れのある農地については、中山間地域等直接支払交付金を活用し、耕作放棄の防止を図っていく。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な農村環境の保全
  - ・地区内の非農家の協力を得ながら、定期的な水路清掃及び除草作業、ゴミ収集といった保全活動を行うことで、農村環境の保全を図っていく。
- ・文化財・伝統的祭事の継承
  - ・土谷地区内に点在していた五輪塔や宝篋印塔（ほうきょいんとう）を集めて合祀した土谷百人塚の保全活動を継続して行っていく。
  - ・五穀豊穰を祈願する七郎神社において、その年の豊作を祈願する祭事を継続・継承していく。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・地域に密着した情報の発信
  - ・土谷地区の住民自らSNSなどを駆使し、地域に密着した情報を発信することで、農業意欲の高まりによる農村環境及び農地保全の推進に努める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

土谷棚田振興協議会は、中山間土谷集落協定、地域住民及び松浦市で構成する。  
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項